

随意契約理由

令和6年(2024年)8月29日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	豊中市戸籍附票システム（氏名等の振り仮名記載に伴う改修）業務委託
契約内容	豊中市戸籍附票システム（氏名等の振り仮名記載に伴う改修）業務
契約締結日	令和6年7月8日
及び契約期間	令和6年7月8日から令和7年3月31日まで
契約の相手方 （所在地・名称）	大阪市西区土佐堀二丁目2番17号 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部関西支店
契約金額	2,662,000円
随意契約理由	（地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当） 今回行う契約は豊中市戸籍附票システムの改修業務を行うものである。 豊中市戸籍附票システムは富士ゼロックスシステムサービス株式会社（令和3年4月1日より富士フイルムシステムサービス株式会社に社名変更）が独自に開発を行ったものであり、システムの著作権は同社に帰属されるため、本業務は富士フイルムシステムサービス株式会社のみしか行うことができず、随意契約を行うもの。